

理事者室から

6名の副会長が理事者室の取組みを毎月ご報告します。



「べんとら」リニューアル

副会長 露木 琢磨 (46期)

9月20日、弁護士業務をサポートする会員向けアプリ「べんとら」が、リニューアルされました。

「べんとら」は、弁護士業務を様々な方向からサポートする会員向けアプリです。

「べんとら」には、一般メニューとして、「民事」、「刑事」、「施設情報」、「法令集」、「便利ツール」、「LIBRA」、「とうべんいんふお」の各項目が掲載され、会員専用メニューとして、「研修」、「お役立ち情報」、「若手支援(今回新しく追加されました)」、「安否確認」、「各種アンケート」の各項目が掲載されています。

この「べんとら」、実に良くできています。

「施設」のところをタップすると裁判所、検察庁、警察署、公証役場等の住所、URL、電話番号、地図が掲載され、検索の手間が大幅に軽減されます。

先日、理事者室で、刑事事件の控訴審において再保釈中の刑事被告人に対して実刑判決がなされた場合に、法廷で収容が行われるかということが話題となりました。

「あれどうだったっけ」、なんと、これも「べんとら」に記載されています。

「刑事」のところをタップして、さらに、刑事弁護の豆知識⑭控訴審、公判の判決のところをタップすると「2. 再保釈中の実刑判決の場合」として「東京高検の場合、東京地検と異なり、直ちに法廷で収容を行わない」と記載されています。

そして、今回のリニューアルで、当会が行う研修の申込みが便利になったり、懲戒事例集が追加されたり、「民事」のところ、予納郵券情報、逸失利益計算機能等が追加されたり、ますます機能が充実しました。

本年9月19日現在、ダウンロード数も当会会員以外の方も含めて7318名となりました。

Androidでも、iPhoneでも簡単にダウンロードできますので、まだダウンロードされていない会員の皆様は是非、ダウンロードして、ご活用ください。

他会との協議会

副会長 榊原 一久 (48期)

秋以降は、人権大会やシンポジウムなどの日弁連関連の行事や各地の弁連大会などで東京を離れることも増えてきます。

また、東弁役員と他会の役員との協議も行っています。大阪、愛知、福岡との協議会のほか、東京近辺のさいたま、千葉、神奈川との協議会もあります。4月に役員に就任して以来半年経過した秋になるといろいろな課題がはっきりし、他会でどのように対処しているかが

気になってきますので、意見交換をすることはとても意義があります。他会の役員との懇親という意味合いでも、会務を進める上でいろいろな経験や悩みがお互いに出てくる時なので、懇親も深まります。他会もいろいろ知恵を絞って工夫をしながら会務を遂行しているのがよくわかります。私も頑張らないと。まだまだ解決しないといけない課題は山積みです。

先進会員感謝慰労会を終えて

副会長 遠藤 常二郎 (39期)

9月21日、クレオで先進会員感謝慰労会が開催されました。約110名の先進会員の方々にお集まり頂き、盛会のうちに終わりました。懇親会前の講演では日本将棋連盟会長の佐藤康光九段の「将棋の世界と勝負観」という題名で大変興味深いお話を頂き、先進会員の方々にも大変好評でした。

先進会員の方々には70歳を超えられても、現役の第

一線で活躍され、また様々な公益活動に従事されている方が多いことに本当に驚き、感服致しました。我々理事者も、先進会員の方々のお姿を見習って、もっと頑張らなければという思いを強く致しました。

先進会員の方々におかれましては、健康にご留意され、また来年も是非、ご参加して頂きたく願っております。

関東弁護士会連合会

副会長 平沢 郁子 (41期)

秋は関弁連大会を皮切りに全国各地で弁連大会や人權大会があり、会長は全てに参加されますが副会長は手分けして参加します。

関弁連大会は、9月29日、静岡県沼津市で開催されます。いつもどおり午前中はシンポジウム、午後は大会、講演会の予定で、今年のシンポジウムのテーマは平時の災害対応です。海に面した静岡県はかねてより東海地震、東南海地震に備えなくてはという危機感を有

しているため、自治体や住民の方々の取り組みも熱心なので、自治体と連携した先進的取り組みが披露されるのではないかと思います。

あちこちの大会などに行くと、なかなか会えない東京以外の弁護士と会って近況や各地の話聞けるのも楽しいのですが、副会長として公務で行けるのは役得かなと思っています。

ゴルフだけはやらないと思ってました

副会長 磯谷 文明 (46期)

環境破壊なんてことは言いませんが、せっかくの休日に早起きして、数万円もはたいてちっちゃなボールを転がして、疲れはてて帰ってくる。ゴルフは、怠惰な私にはおおよそ考えられない趣味で、弁護士登録以来二十余年、お誘いは一切お断りしてきました。

しかし、遠藤筆頭から「11月に大阪弁護士会とのコンペがあるから、それに出るように」と命じられたのが

8月末。慌てて初心者向けクラブの格安セットを購入し、自宅近くのジムでやっているレッスンに申し込み、現在、無謀な特訓中です。実は、今年度執行部のなかで、全くやったことがないのは私一人。会長も以前はかなり飛ばしたとか。

それにしても、なんで止まったタマを打つだけなのに空振りするのか、誰か教えてください！

自治再考

副会長 松山 憲秀 (46期)

会員の皆様、松山です。つい先ごろ、「弁護士会がなければもっと稼げるから、自治なんて要らない」という発言に接しました。以来、弁護士自治について改めて思いを巡らしています。この発言の真意は「弁護士会に縛られなければ自由に営業できる」というところにあるようでしたが、はたしてそうなのでしょうか？ 自治を無くせば、私たちはより自由になるのでしょうか？ そもそも、私たち弁護士という職業人にとっての自由とは、どのようなものであるべきなのでしょう？ そして、

自治を弁護士の営業活動を縛るものと捉えることは、自治が認められている趣旨に適うものなのでしょうか？

これら湧き出る疑問を解く鍵は、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現する」という弁護士法1条1項の定める弁護士の使命に求めるほかなさそうです。弁護士の使命から自治を問い直す。この言い古されていながら、未だに新しさを失わない作業を繰り返さなくてはならないと深く感じ入っている次第です。皆様もご一考頂けますと幸いです。